

日本放送作家協会関西支部報

37年2月号

発行日 昭和37年3月5日
発行所 日本放送作家協会関西支部
大阪市北区中之島2-19
電通東別館 TEL. (231) 4447

◇ 定例幹事会議事録（二月三日、電通会議室にて）

出席者 香住、鶴田、村上

音楽作曲家協会より、高橋、小倉、南

○ 第二回著作権擁護委員会の議事を延長し、香住氏作成の「放送著作権に関する見解」書について、検討する。
「放送著作権に関する見解」は次の通り。

放送著作権に関する見解

一 原則

我々が制作局（代理店を含む）以下同じ）から委嘱された放送原稿又は作曲、編曲等は、原稿料又は作曲、編曲料が支払われることにより、制作局に於ける放送著作権の使用権利を認めるものである。

二 使用権利の限定

一の放送著作権の使用権利は、制作局が委嘱した番組の、定められた日時に於ける一回限りの放送にのみ適用される。



三、ネット・ワーク

制作局をキー・ステーションとして、委嘱された番組の、定められた日時に同時放送されるネット・ワーク放送については、二と同等の使用権利を認める。

四、ネット・ワークの非同時放送

制作局又はネット・ワーク局の都合により、同時放送が不可能なる場合は、一週間を限度として、三と同等の使用権利を認める。但し、制作局又はネット・ワーク局が、当初に委嘱した番組と異なる番組に一の作品を使用することは認めない。

五、著作権の帰属

放送終了後の著作権は、すべて我々に帰属する。

六、再放送

制作局の希望により、放送終了後の作品を再放送する場合は、放送著作権使用料を要求する。

七、テープの譲渡又は貸与

録画又は録音テープを、制作局が無断で他局に譲渡又は貸与することは認めない。

土、テープの保存期間
録画又は録音テープの保存期間を限定して、その期間を越えたものは抹消し、これを作りに通知することを希望する。

土、謝金伝票の適要字句

現在謝金支払伝票に記載されている「本謝金は放送日から六ヶ月以内の再放送、並びに他局へのネット・ワーク料を含みます云々」又はこれと同意義の適要字句は、制作局の一方的意志表示であつて、我々の放送著作権がこれによつて束縛されるものでないことを確認する。

昭和三十七年二月

以上

著作権以外のこと、局のDが作者の原稿を加筆訂正するひどいのが居る。作者とDとの位置錯誤について、はつきりと一線を画したい。

但し、我々が了解した場合、六と同等の放送著作権使用料を要求して、放送を認める。

八、放送以外の著作権

放送著作権の使用は放送の場合にのみ有効であり、無断で放送以外の目的に使用することは認めない。

九、作品の原型変更

制作局が委嘱した放送原稿の加筆、訂正又は作曲、編曲等のこれに準ずる原型変更行為は、我々の了解なくして行なうことは一切認めない。

但し、削除は正当な理由がある場合にのみ承認する。

十、制作中止、又は延期の放送著作権

制作局の都合で制作を中止し又は延期した委嘱作品の放送著作権の使用権利は我々に帰属する。この場合、支払われた原稿料又は作曲、編曲料は返却しない。

但し、制作局が権利の保留を希望する場合は三ヶ月を限度としてこれを認める。三ヶ月を越えてなお未制作のときは、制作局に原稿又は作曲、編曲の楽譜の返却を要求する。

◇ 定例幹事会議事録

(二月十七日、支部事務局にて)

出席者 長沖、香住、京都、茂木、鶴田、
村上 東京本部より、上野事務局長、
西島理事

放送原稿の再放送、再使用的保留期間は、六ヶ月とあるが、東京では三ヶ月に短縮された。抑々民放局でその期間を六ヶ月と決めたのは育成期間としての暫定的なもので、現在では、何等根拠がない。支部も東京民放四局に準じて、三ヶ月乃至四ヶ月に短縮したいことを決議。

録音テープ使用については、ある局が他局へそれを貸与する事は認められない。万一、貸与して使用した場合は、原作者に応分の著作権料を支払わねばならない。

なお、各局において、テープを保存する場合は、協会としては、さほど支障を感じないが、保存されることは、他局へ貸与する可能性が出てくるので、保存は困る。

○ 芸術祭入賞の場合などの作品が、再放送される場合は、当然、使用料を支払わるべきであることを決議。

○ ラジオ部門は、各局とも不振なので、支部に於ても之が発展向上に寄与せねばならない事を決議する。

○ 支部では、まだ施行されないが、東京でのNHKの稿料引上げは、連続物は去る一月より、単発物は去年十月より共に引上げられた。就いては、支部でも、追つて、その通達があると思われる——と上野事務局長の談めり。

◇ 各局制作部主脳者との懇談会

(二月十七日、シャトウにて五時より)

出席者 本部事務局長上野一雄、西島大理事両氏

局側(順不同)

中部日本放送(柏木義雄氏)、東海テレビ

(松井清二、鈴木英吉、中島豊各氏)。読売テレビ(桂川喜知良、小島正二郎各氏)。

大阪放送(高梨久氏)。毎日放送(皆川資雄、上田文彦、豊田昭、大野晴夫、山口隆行、松田武晴各氏)。関西テレビ(小泉裕二、松本良樹各氏)。朝日放送(松本昇三、大越泰蔵、大橋学造各氏)。

協会支部側(順不同)

長沖一、香住春吾、鶴田忠元、茂木草介、京都伸夫、村上泰明、笛岡敬子

音楽作曲家協会側(順不同)

高橋半、小倉博、野口源次郎、南安雄、斎藤超。

○ 支部より「放送著作権に関する見解」書を提示。香住春吾氏より、各項目につき説明あり。作曲家協会高橋半氏より、十一項目の「ティープ保存」について、補足説明あり。(無断借用が多いと言う実例をあげて)

○ 局側より、この要望は、関西のみを考えていののかとの質問あり。之に対し長沖氏より、全国局と放送作家協会として考えて頂きたい——との回答があつた。

これにつき、上野事務局長より、全国一体と作家協会と考へて頂きたい——と補足説明あり。

しかも、この見解書の各項目は、問題以前の基本的なものばかりなので、よく御考慮願いたいとも、要望される。

○ 局側より、ラジオについては如何の質問あり。

上野事務局長之に対し、ラジオ面の不振はよく諒解しているので、無理は強いない。協会

としては、今後、ラジオについては陽のあるある産業として育していくため後援したい——との回答あり。

○ 結論は出ないし、権限をもたない場合も多いから、審議するだけにして欲しい——と局側から要望あり。

これに對して、同意する。

以上の態度で、各項目につき、逐条審議をする。尙、これが回答は、各局関係者が共同で協議せねば不可能なるため、時間の猶予を与えてほしいとの局側の要望あり。之を諒とする。(今後の当番幹事局は朝日放送より毎日放送に移行される。)

以上

〔速報〕

当支部では、時代の要望に応えて、今般「CM教室」を開設開講することになり、目下、五月開講予定のもとに、鋭意準備中であります。各方面へ御吹聴の程をおねがいいたします。

昭和三十七年三月八日